

町では、在宅生活で援助が必要な高齢者や家族の皆さんからの在宅介護相談や、必要な在宅福祉サービスの窓口として羽幌町在宅介護支援センターを、市街・離島地区それぞれに設置しています。また、町民の皆さんが気軽に相談できる場所として「まちかど相談所」(さくら薬局)を開設しています。在宅介護・保健福祉に関する相談がありましたら、在宅介護支援センターを気軽にご利用ください。

■羽幌町在宅介護支援センター

- 市街地区(すこやか健康センター内) ☎ 01646 - 2-6020
⇒5月1日から電話番号が変わります☎ 01646 - 2-6021
 - 天売地区(天売高齢者支援センター内) ☎ 01648 - 3-9800
 - 焼尻地区(焼尻高齢者支援センター内) ☎ 01648 - 2-9500
- まちかど相談所(さくら薬局) ☎ 01646 - 2-5555



在宅介護 支援センター だより

【羽幌町で提供している在宅サービスについて】

町では、『日常生活に支障があり不安を感じている』高齢者などの方を対象に、安心して生活をおくるために必要な在宅サービスを提供し、支援しています。

サービスの内容などについては次のとおりとなっておりますが、サービス利用の申し込みや利用できる要件等の詳細については、在宅介護支援センターへお問合わせください。

給食サービス

夕食用のお弁当を提供します。
1食300円

市街地区 週1〜3回(月・水・金)まで

天売地区 週1回(金)まで

焼尻地区 週1回(水)まで

除雪サービス

冬期間、除排雪の労力などの確保が困難な人に対して、日常生活の維持、火災時など、脱出路の確保及び家屋の破損等を防止し、安心して在宅生活ができるよう、次のとおり除雪の支援をしています。

降雪量が15cm以上の場合、玄関前の除雪をします。

窓下の除雪は日常生活上、除雪が必要とされる場合。

屋根へ上がったの雪下ろしは行いません。

介護用品の支給

要介護3〜5の認定を受けている方を在宅で介護している家族へ、日常使用している介護用品を支給しています。

支給する介護用品 紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシヤンブー。

認定を受けている要介護度や課税状況などで、支給方法や支給限度額が変わります。

家族介護慰労金の支給

要介護4〜5の認定を受けている方を在宅で介護している家族へ、慰労金を支給しています。(施設や病院へ入院されている方は除きます)

支給要件 介護保険のサービスを過去1年間受けていない、住民税非課税世帯の方。

支給額 年10万円

緊急通報装置の設置

病気などで日常生活に不安がある方を対象に、緊急通報用電話機などを設置します。

利用料金 機器の設置及び撤去に要する経費は、町が負担します。

機器の移設・破損修理に要する経費については利用者の負担となります。

一般の電話回線に機器を取り付けますので、通話料についてはこれまでどおり利用者の負担となります。

生きがいホームヘルプサービス

介護保険認定者以外の方で、日常生活動作などに支障がある方に対してホームヘルパーを派遣し、日常の家事などのお手伝いをします。

利用時間・利用料 週2時間以内 1回96円

利用料については、利用時間数や課税状況などにより変わります。また、平成16年7月1日より利用料を改正する予定です。

生きがいデイサービス

市街地区は羽幌町いきいきデイサービスセンター、離島地区（離島デイサービス）は高齢者支援センターにおいて、他の利用者の方と一緒にゲーム、昼食、入浴などができ、楽しい時間を過ごすことができます。（市街地区は介護保険認定者以外の方を対象としています）

利用回数・利用料

市街地区 週1回まで

1回424円（課税状況により利用料が変動します）

離島地区 週2回まで

1回350円（定額）

生きがいシヨートステイ

介護保険認定者以外の方を対象に、特別養護老人ホームしあわせ荘に短期間の宿泊をし、生活習慣の指導や、体の調子を整えるなどの支援を受けることができます。

利用期間・利用料

1回につき 7日間以内

1日 千589円

【お知らせ】昨年度まで実施していた「布団乾燥サービス」については本年度より行わないこととなりましたのでご了承ください。



徘徊高齢者などの緊急検索システム

—— 羽幌町オロロンラインSOS ——

人は年齢を重ねるごとに記憶力や判断力が低下し、物忘れや道を間違えたりすることがあります。特に痴呆性高齢者の方などは、外出して自分がどこにいるのか、どこへ行こうとしているのかわからなくなることがあり、行方がわからなくなる恐れもあります

町では、行方がわからなくなったたりした痴呆性高齢者の方などを早期発見するための対策として、町内ネットワーク組織『羽幌町オロロンラインSOS』を設置しています。

もし、そのような方の行方がわからなくなった場合は、すぐ羽幌警察署へ連絡するようお願いいたします。▶羽幌警察署生活安全課 ☎2-1110

【家族の方へのお願い】

行方が判らなくなったと気付いた時には、すぐに警察署へ電話してください。

親戚、友人などの思い当たる所に確認し、本人を見つけたときには連絡をもらえるようお願いしてください。

何度か行方不明になったことがある方は、同じ方向へ行くことが多いので、心当たりを探してみましょう。

普段からの心得

- 衣類に名前と連絡先を記入したものを付けておきましょう。
- 事前に近所の人への協力を依頼しておきましょう



▶問合せ先 羽幌町在宅介護支援センター（羽幌町すこやか健康センター内）
☎2-6020 FAX 9-2040